

静岡労働局長
石丸 哲治 殿



2022年11月14日

静岡県労働組合共闘
代表幹事 鈴木 英
静岡県中部地区労働組合
議長 鈴木 正
静岡県ユニオンネットワー
代表 小澤 清
◆連絡先 静岡市葵区黒金

TEL 054-292-4121 FAX 054-292-4122

最低賃金の再改定を静岡地方最低賃金審議会に 諮問することを求める要請書

2022年度の地域別最低賃金改定が10月20日、全ての都道府県において発効し、静岡県においては944円(3.4%)、全国加重平均961円(3.3%)が決定しました。しかし、この改定は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者にとって最も影響のある、消費者物価指数の基礎的支出項目(食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなど、6月の前年比4.4%)にも満たないまったく不十分なものでした。

最低賃金法第12条には、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

これまで実施したことのない年度途中の再改定には、大変なハードルがあることは理解します。しかし、政府も「物価・賃金総合本部」を設置し、足下の原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、賃金の上昇を通じてコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとすべく、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うとしています。また、厚生労働省は最賃改定が年1回という定めはなく、急激な物価高騰などの事態が生じれば、再改定も制度上は否定されるものではないとしています。

最低賃金に近い賃金水準で働く労働者は貯えもなく、物価高騰の中で食費にも事欠くような厳しい冬を迎えようとしています。物価高騰という緊急事態の中で、低所得者層の生活を守ることは重要な政策課題です。最低賃金改定制度を柔軟に運営していくことが求められています。

中央最低賃金審議会が答申した、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解の要旨は以下の通りです。

- (ア) 賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の一般労働者及びパートタイム労働者の一般・パート別、男女別共に賃金上昇率(ランク計)は1.5%、継続労働者に限定した賃金上昇率(ランク計)は2.1%となっている。ただし、第4表における賃金上昇率は、企業において労働者の生計費や賃金支払能力等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、今年の結果を見るに当たっては、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要である。

- (イ) 労働者の生計費については、消費者物価指数の「持ち家帰属家賃を除く総合」が、今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%（対前年同月比）となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっている。必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。
- (ウ) 通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。
- (エ) 各ランクの引き上げ額の目安については、前記（ア）、（イ）、（ウ）を総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安は3.3%を基準として検討することが適当である。地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させる必要も考慮し、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。

中央最低賃金審議会の公益委員見解は、上記のように①今年度の賃上げは物価上昇率を反映していない。②最低賃金に近い賃金水準で働く労働者にとって、物価上昇率は「基礎的支出項目」が最も重要な値であるとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を目安としています。

一方、地方最低賃金審議会に対する期待として、『今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。』としています。そして、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照にした「消費者物価指数の推移」「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」は、本年6月までのデータに過ぎません。

消費者物価指数（総合）の対前年比は、6月（2.4%）、7月（2.6%）、8月（3.0%）、9月（3.0%）と、まさに消費者物価等の状況認識に大きな変化が生じている緊急事態です。急激な物価上昇は、労働者の生活を直撃し社会問題となっています。

要請事項

今年度の最低賃金改定に対して、前提とされていた消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じています。2022年6月から9月の物価上昇率、特に最低賃金に近い賃金水準で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、早急に最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改定を諮問するよう要請します。

つきましては、下記の何れかの日で要請日の設定をお願いします。

日時：12月12日(月)、13日(火)、19日(月)、20日(火) 時間は15:00～ 場所：貴局

以上

静岡労働局長
石丸 哲治 様



2023年1月17日

静岡県労働組
議長 菊池 信

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

1. 2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

物価急騰による生活困窮への対応策として、最低賃金の見直しを要請する

● 要 請 事 由 ●

最低賃金とは、労働者が生活の基盤となる基礎的支出項目の増大による物価急騰の影響を受け、生活が安定しない状態を防止し、労働者の生活水準を確保することを目的として、労働者に支払われるべき最低賃金を定めることである。最低賃金は、労働者の生活水準を確保し、労働者の生活安定を図る上で重要な役割を果たしている。しかし、物価急騰の影響を受け、最低賃金近傍で働く労働者の生活が安定しない状態が生じている。このため、最低賃金の見直しを要請する。最低賃金の見直しは、労働者の生活水準を確保し、労働者の生活安定を図る上で重要な役割を果たしている。しかし、物価急騰の影響を受け、最低賃金近傍で働く労働者の生活が安定しない状態が生じている。このため、最低賃金の見直しを要請する。最低賃金の見直しは、労働者の生活水準を確保し、労働者の生活安定を図る上で重要な役割を果たしている。しかし、物価急騰の影響を受け、最低賃金近傍で働く労働者の生活が安定しない状態が生じている。このため、最低賃金の見直しを要請する。



2023年1月17日

静岡労働局長
石丸 哲治 様

静岡県労働組合評議会 パート臨時労組連
代表 菊

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる日安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

静岡労働局長
石丸 哲治 様



● 2023年1月17日

静岡県労働組合評議会
女性部長 増田

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

1. 2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

静岡地方最低賃金審議会への要請書

● 要 請 事 由 ●

本地方最低賃金法第12条に基づき、2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

2023年1月17日

静岡労働局長
石丸 哲治様



ユーコープ労働組
静岡県支部協議
代表 積

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要請趣旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちに行い、引き上げるように求めます。

ユーコープ労働組合は7割以上が非正規労働者です。その中でも多くの労働者（静岡県内）が時給1000円以下であり、シングルや主たる生計者で働いている者、非正規労働者同士の家庭も年々増加しています。2022年春闘では物価上昇にベースアップが追いつかず、私たちの実質賃金は減っています。もちろん毎年春闘でベースアップを要求していますが、秋の最低賃金改定を見据えての回答となっているのが現状です。しかし昨年は最低賃金改定に伴い10月度にも時給引き上げとなり、最低賃金近傍の私たち労働者にとっては最低賃金が直接大きな影響を与えます。

昨年秋におこなった生活実感アンケートでは「あなたの生活実感は？」の問いに対し「かなり苦しい」を含め「やや苦しい」と合わせて54%以上の非正規労働者が「生活が苦しい」と実感しています。また「生活の中で負担を感じる項目は？」の問いに対し、食費や水道光熱費、住宅関係費を負担に感じており、食費、被服費、水道光熱費等を節約・切り詰めていると回答した者が多くいました。元々非正規労働者の多くは余裕のある生活とは言えず、昨年から続く物価高騰が生活環境に大きな影響を与えていると言わざるを得ません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要請項目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上



2023年1月17日

静岡労働局長
石丸 哲治様

全国自動車交通労働者連合会 静岡地方連合会
（総連静岡地連）
会長 松下 靖史

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して

必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならぬ」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

● 言 明 要 要 ●

（以下は、非常に薄い文字で印刷された、ほとんど読めない内容の文章が続きます。これは、元の画像の解像度が低く、また文字が非常に小さいためです。）

2023年1月10日

静岡労働局長
石丸 哲治 様



ローカルユニオン静岡労働組合
執行委員長 河合 利夫

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率(2022年3月前年同月比+4.5%)に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支

静岡労働局長
石丸 哲治 様



● 2023年1月17日

JMITU 通信産業本部静岡
執行委員長 榎原

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

静岡労働局長
石丸 哲治 様



2023年1月17日

国鉄労働組合静岡地方本
執行委員長 若原 淳一

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

静岡労働局長
石丸 哲治様



2023年1月17日

国鉄労働組合静岡地方
青年部長 工藤 拓真

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要請趣旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

静岡労働局長
石丸 哲治様



2023年1月17日

国鉄労働組合静岡地
静岡浜松分会
執行委員長 柴田 研

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要請趣旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上



2023年1月17日

静岡労働局長
石丸 哲治様

全日本建設交運一般労働組合静岡県本
執行委員長 松澤 彰

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上



2023年1月17日

静岡労働局長
石丸 哲治様

静岡地区労働組合連
議長 松川

最低賃金引き上げのため最低賃金審議会へ諮問することを 求める要請書

日頃から静岡県内の労働行政部門で地域の労働者のため、奮闘されていることに敬意を評します。

さて、静岡県の最低賃金は昨年10月から944円となりましたが、私たちが調べた生計費から算出した1500円以上にとどきませんでした。

昨年からの急激な物価高騰（11月の消費者物価は前年4・5%増）、今年2月には約4200品目を超える値上げが予定されています。これにより、国民・労働者の生活は困難な状況にあり、特に非正規、女性、若者などの最低賃金近傍で働く労働者の生活を大きく圧迫しています。

こうしたことから、私たちは、物価高騰を反映した静岡県最低賃金の再引き上げが必要と考え下記のとおり要請をします。

記

2022年8月～11月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上



2023年1月17日

静岡労働局長
石丸哲治様

全国金融産業労働組合 東海
静岡ブロック 代表 松井 美

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

日頃から静岡県内の労働行政部門で地域の労働者のため、奮闘されていることに敬意を評します。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある物価上昇率に満たないものであり、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

急激な物価の上昇は、静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃しています。特に非正規で働く労働者、女性、若者などが大きな影響を受けています。

最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。今の状況は、その最低賃金の再改定を審議するときです。

急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

2023年 1月17日

静岡労働局長
石丸 哲治 様



全静岡教職員組合
執行委員長 須部

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

要請趣旨

この間の異常な物価高騰を考慮され、最低賃金の再改定および引き上げを行うよう求めます。

昨年2万品目とも言われる値上げがあり、今年に入っても、数千品目の値上げが予想されています。値上げ品目の数だけでなく、生活に関わる幅広い分野で値上げがあります。値上げのスピードも相当速いように思います。2度3度と値上げを繰り返した企業もあります。2倍近くになった事例もあります。節約する、贅沢はしない、不要不急な物は買わないなどの生活防衛では何ともしがたい事態です。

緊急事態と捉えて、貴職の迅速な対応を求めるものです。

またこの事態は、昨年の最低賃金審議会の審議に反映されていないのではと心配します。貴職の例ではありませんが、次のような事例がありました。

私たちは夏から秋にかけて、静岡県人事委員会に要請を行い、報告と勧告に注目します。その際、昨秋の報告と勧告の生計費関係資料を前年21年と比べてみました。そこに掲載されている「静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費」によると、21年4月より22年4月の合計が低いのです。(静岡市4人家族の合計は、21年4月が228,162円ですが22年4月は219,481円)既に物価高が言われていた時期にありえないことだと思います。

貴職においては、上記のようなことのないよう、より直近で正確なデータによってご審議されるようお願いします。

以上を踏まえ、最低賃金の再改定および引き上げを願って、下記のように要請します。

要請項目

2022年8月乃至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

静岡労働局長
石丸 哲治様



2023年1月17日

静岡自治体労働組合総連合
執行委員長 菊池 仁

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要請趣旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

2023年1月17日

静岡労働局長
石丸哲治様



全日本年金者組合静岡
委員長 塚平 勝司

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要請趣旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。
2022年度の静岡県最低賃金が改定され、944円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータを見ると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び静岡地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じ」ている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要請項目 ●

2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充による経済好循環の実現を求める要請

静岡労働局長
石丸 哲治殿



2023年2月
静岡県労働経
議長 菊

私たち静岡県労働組合評議会は、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現をめざしています。しかし、中小企業の経営者団体との懇談で出されるのは中小企業の「体力」の問題です。

日本の企業で中小企業が占める割合は99.7%、モノづくり県の静岡県も同様の状況で、約7割の労働者が中小企業で働いています。2022年の静岡地方最低賃金審議会の答申は31円で、静岡県の最低賃金は時間額944円となりました。しかし、物価高騰と実質賃金の低下から、企業と家計の両方の活力を取り戻して、地域経済の「好循環」を実現するには程遠いものです。

また、日本のものづくりやサービス産業を発展させるため、最低賃金の大幅に引き上げとともに中小企業支援の拡充は喫緊の課題です。現行の中小企業・小規模事業者支援策を強化するとともに新たな助成制度の創設、物価高騰に伴う材料費やエネルギー、労務費の上昇分を価格転嫁できるようにするための取引の適正化、公契約による地域内再投資を強化するため、中小企業憲章に基づき、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者への支援の強化を要請します。また、中小の事業者に重くのしかかる消費税の税率引き下げとインボイス制度を中止し、導入しないことを担当部局に要請していただくよう求めます。

【要請事項】

1. 労働局として実施していただきたいこと。
 - (1) 最低賃金を引き上げるため、中小企業に対する特別補助などを創設すること。
 - (2) 中小企業対策費を大きく増額し、施策充実をはかること。新規事業開拓や研究開発、雇用・能力開発、労働条件改善、人材確保などに関する中小企業への助成を拡充すること。
2. 労働局として担当部局へ要請していただきたいこと。
 - (1) 中小企業とそこに働く労働者の社会保険料負担の減免制度などを早急に実施すること。
 - (2) コスト増分の価格転嫁を阻害する行為への監督指導の強化、優越的地位の濫用禁止や不当廉売・原価割れ発注の禁止、短納期の規制など公正取引を確立すること。そのために、独占禁止法と下請二法を抜本改正すること。
 - (3) 中小企業への官公需発注の増額と発注価格の適正化を行うこと。受託企業の適正な労務費と利益を保障する公契約法を制定し、地方自治体での公契約条例の普及を支援すること。
 - (4) 中小企業への低利融資や貸付条件の変更など、円滑な資金提供を行うよう金融機関を指導し、企業再生ファンドの活動ガイドラインを示すなど、中小企業が経営を継続できるための施策を強めること。
 - (5) 消費税を5%へ減税し、免税点の引き上げを行うこと。インボイス制度は中止し、導入しないこと。法人税は累進課税とし、大企業に応分の負担を求めること。法人税の外形標準課税制度は導入しないこと。

以上